

2024・12

いわき市議会定例会議案

令和6年12月

提 出 議 案

議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例の制定について		5
議案第 2 号	いわき市マンションの管理の適正化の推進に関する 法律関係手数料条例の制定について		11
議案第 3 号	平市職員恩給条例の廃止について		17
議案第 4 号	いわき市内郷授産場条例の廃止について		21
議案第 5 号	いわき市公告式条例及びいわき市支所設置条例の改 正について		25
議案第 6 号	いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に ついて		29
議案第 7 号	いわき市公衆浴場条例の改正について		33
議案第 8 号	いわき市公民館条例の改正について		37
議案第 9 号	いわき市保護施設の設備及び運営に関する基準を定 める条例の改正について		41
議案第10号	いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条 例の改正について		45
議案第11号	令和 6 年度いわき市一般会計補正予算（第 5 号）		（別紙）
議案第12号	令和 6 年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）		（別紙）
議案第13号	令和 6 年度いわき市後期高齢者医療特別会計補正予 算（第 2 号）		（別紙）
議案第14号	令和 6 年度いわき市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）		（別紙）
議案第15号	令和 6 年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特 別会計補正予算（第 1 号）		（別紙）
議案第16号	令和 6 年度いわき市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）		（別紙）
議案第17号	令和 6 年度いわき市温泉給湯事業特別会計補正予算		

	(第 1 号)	 (別紙)	
議案第18号	令和 6 年度いわき市川部財産区特別会計補正予算 (第 1 号)	 (別紙)	
議案第19号	令和 6 年度いわき市常磐湯本財産区特別会計補正予算 (第 1 号)	 (別紙)	
議案第20号	令和 6 年度いわき市磐崎財産区特別会計補正予算 (第 1 号)	 (別紙)	
議案第21号	令和 6 年度いわき市澤渡財産区特別会計補正予算 (第 1 号)	 (別紙)	
議案第22号	令和 6 年度いわき市田人財産区特別会計補正予算 (第 1 号)	 (別紙)	
議案第23号	令和 6 年度いわき市川前財産区特別会計補正予算 (第 1 号)	 (別紙)	
議案第24号	令和 6 年度いわき市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	 (別紙)	
議案第25号	令和 6 年度いわき市病院事業会計補正予算 (第 1 号)	 (別紙)	
議案第26号	令和 6 年度いわき市地域汚水処理事業会計補正予算 (第 1 号)	 (別紙)	
議案第27号	令和 6 年度いわき市農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)	 (別紙)	
議案第28号	工事請負契約の変更について (緊急水災害対策排水施設整備事業 (金子沢) 設備工事)		49
議案第29号	工事請負契約の変更について (緊急水災害対策排水施設整備事業 (金子沢) 躯体工事)		51
議案第30号	工事請負契約の変更について (緊急水災害対策排水施設整備事業 (渋井川) 設備工事)		53
議案第31号	工事請負契約の変更について (緊急水災害対策排水施設整備事業 (渋井川) 付帯		

	施設工事)		55
議案第32号	財産取得について		
	(高規格救急自動車)		57
議案第33号	指定管理者の指定について		
	(いわき新舞子ハイツ)		59
議案第34号	指定管理者の指定について		
	(いわき市勿来関文学歴史館)		61
議案第35号	指定管理者の指定について		
	(さはこの湯公衆浴場)		63
議案第36号	指定管理者の指定について		
	(いわき市小名浜市民会館外 1 施設)		65
議案第37号	指定管理者の指定について		
	(いわき市立新舞子体育館外 4 施設)		69
議案第38号	指定管理者の指定について		
	(養護老人ホームいわき市徳風園)		73
議案第39号	指定管理者の指定について		
	(いわき市生涯学習プラザ)		75
議案第40号	指定管理者の指定について		
	(いわき市遠野オートキャンプ場)		77
議案第41号	指定管理者の指定について		
	(いわき産業創造館)		79
議案第42号	指定管理者の指定について		
	(21世紀の森公園)		81
議案第43号	専決処分の承認を求めることについて		
	(和解について)		83

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
ように制定する。

令和 6 年 12 月 5 日 提出

いわき市長 内 田 広 之

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(いわき市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(いわき市職員の退職手当に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) いわき市職員の退職手当に関する条例（昭和41年いわき市条例第25号）第18条の2第1項第1号及び第5項第2号、第18条の3の見出し及び同条第1項第1号、第18条の4第1項第1号並びに第18条の6第4項
- (2) いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例（昭和44年いわき市条例第17号）第4条第1号
- (3) いわき市中央卸売市場業務条例（昭和52年いわき市条例第52号）第6条の2第4項第2号、第12条第4項第2号、第18条第4項第2号及び第30条第2号
- (4) いわき市地方卸売市場業務条例（平成28年いわき市条例第1号）第6条の2第3項第2号、第12条第4項第2号、第14条第3項第2号及び第26条第2号

(いわき市屋外広告物条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) いわき市屋外広告物条例（平成10年いわき市条例第49号）第47条
- (2) いわき市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年いわき市条例第20号）第10条

- (3) いわき市客引き行為等の防止に関する条例（平成27年いわき市条例第46号）第6条
- (4) いわき市行政不服審査条例（平成28年いわき市条例第5号）第18条
- (5) いわき市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年いわき市条例第32号）附則第7項及び第8項
- (6) いわき市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年いわき市条例第47号）第53条から第55条まで

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑

に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（いわき市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後のいわき市職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（いわき市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条（第1号に係る部分に限る。）の規定による改正後のいわき市職員の退職手当に関する条例第18条の2第1項及び第5項、第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第18条の6第4項並びにいわき市職員の退職手当に関する条例第18条の6第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 2 号

いわき市マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料
条例の制定について

いわき市マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例を次の
ように制定する。

令和 6 年12月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定により行う事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(手数料)

第3条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による管理計画の認定の申請に対する審査については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この条において同じ。）の数が1である場合にあっては同表の中欄に定める額の手数料を、長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

区分	長期修繕計画の数が 1である場合	長期修繕計画の数が 2以上である場合
マンション管理適正化推進センターが作成した法第5条の4各号に掲げる基準（都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類（以下この表において「事前確認適合証」という。）が提出されない場合	25,400円	25,400円に1を超える長期修繕計画の数に14,600円を乗じて得た額を加算した額
事前確認適合証が提出された場合	3,600円	3,600円に1を超える長期修繕計画の数

		に1,600円を乗じて 得た額を加算した額
--	--	--------------------------

- 2 法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請に対する審査については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、長期修繕計画の数が1である場合にあっては同表の中欄に定める額の手数料を、長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

区分	長期修繕計画の数が 1である場合	長期修繕計画の数が 2以上である場合
管理組合の運営に係る事項の変更	4,700円	4,700円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額
管理規約の変更	3,900円	3,900円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額
管理組合の経理に係る事項の変更	4,500円	4,500円に1を超える長期修繕計画の数に2,700円を乗じて得た額を加算した額
長期修繕計画の変更	9,400円	9,400円に1を超える長期修繕計画の数に4,800円を乗じて得た額を加算した額
その他の変更	2,900円	2,900円に1を超える長期修繕計画の数に1,900円を乗じて得た額を加算した額

(手数料の徴収時期)

第4条 前条の手数料は、同条の申請の際徴収する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 号

平市職員恩給条例の廃止について

平市職員恩給条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年12月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

平市職員恩給条例を廃止する条例

昭和41年いわき市告示第24号により施行された平市職員恩給条例（昭和37年平市条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

いわき市内郷授産場条例の廃止について

いわき市内郷授産場条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年12月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市内郷授産場条例を廃止する条例

いわき市内郷授産場条例（昭和44年いわき市条例第59号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 号

いわき市公告式条例及びいわき市支所設置条例の改正について

いわき市公告式条例及びいわき市支所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 12 月 5 日 提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市公告式条例及びいわき市支所設置条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「川前字五林 6 番地」を「下桶売字久保田96番地の 2」に改める。

- (1) いわき市公告式条例（昭和41年いわき市条例第 1 号）別表
- (2) いわき市支所設置条例（昭和41年いわき市条例第 6 号）別表いわき市川前支所の項

附 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

議案第 6 号

いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 6 年12月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年いわき市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第12条第5項中「により」を「に基づき」に改め、同条第10項第4号中「300円」を「250円」に改める。

第15条第2項中「勤務1月」を「当該業務に従事した日1日」に、「3,500円」を「170円」に改める。

第18条第1項中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある河川の堤防その他の市長が規則で定める現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査
 - (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う作業で市長が規則で定めるもの
- 第18条第2項中「について」の次に「、同項第1号及び第2号に掲げる作業にあつては1,080円、同項第3号及び第4号に掲げる作業にあつては」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における第1項に規定する特殊勤務手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第2号に定める額）の範囲内で市長が規則で定める額とする。

- (1) 第1項第1号又は第2号に掲げる作業が日没時から日出時まで（同項第2号に掲げる作業であつて市長が規則で定めるものであるときは、午後10時から翌日の午前5時まで）の間において行われた場合 前項の市長が規則で定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
- (2) 第1項第1号又は第2号に掲げる作業が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合 前項の市長が規則で定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

第19条中「支給事由」の次に「（第18条第1項第1号及び第2号に規定する支給事由を除く。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第6条の改正規定、第8条及び第9条の改正規定、第12条第5項及び第10項第4号の改正規定並びに第15条第2項の改正規定並びに附則第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のいわき市職員の特殊勤務手当に関する条例第18条第1項第2号、第2項及び第3項（同条第1項第2号に係る部分に限る。）の規定並びに第19条（同号に係る部分に限る。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に、この条例による改正前のいわき市職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項、第8条第1項、第12条第5項又は第15条第1項の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当については、なお従前の例による。

議案第 7 号

いわき市公衆浴場条例の改正について

いわき市公衆浴場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年12月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市公衆浴場条例の一部を改正する条例

いわき市公衆浴場条例（平成7年いわき市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表湯本駅前みゆきの湯公衆浴場の項を削る。

第10条第1項中「及び湯本駅前みゆきの湯公衆浴場」及び「及びみゆきの湯」を削り、同条第2項中「及びみゆきの湯」を削る。

第12条第1項及び第15条中「及びみゆきの湯」を削る。

別表第1 湯本駅前みゆきの湯公衆浴場の項を削る。

別表第2 湯本駅前みゆきの湯公衆浴場の項を削る。

別表第5 大広間使用（さはこの湯公衆浴場に限る。）の項中「（さはこの湯公衆浴場に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 号

いわき市公民館条例の改正について

いわき市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 12 月 5 日 提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市公民館条例の一部を改正する条例

いわき市公民館条例（昭和41年いわき市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 いわき市立大野公民館の項中「山田小湊字方礼31番地」を「玉山字林崎5番地」に改め、同表いわき市立川前公民館の項中「川前字櫛立79番地」を「下桶売字久保田122番地の3」に改める。

別表第2 (1) 施設使用料の表大野公民館の部を次のように改める。

大野公民館	講堂	8,690	11,660	10,450	12,920	24,640	27,110
	会議室	1,100	1,430	1,320	1,630	3,080	3,390
	和室	1,100	1,430	1,320	1,630	3,080	3,390
	料理実習室	1,100	1,430	1,210	1,510	2,970	3,270

別表第2 (1) 施設使用料の表川前公民館の部を次のように改める。

川前公民館	講堂	3,300	4,400	3,960	4,900	9,350	10,290
	会議室(1)	440	550	440	550	1,100	1,210
	会議室(2)	440	550	440	550	1,100	1,210
	和室	550	660	660	820	1,540	1,700
	料理実習室	770	990	880	1,090	2,090	2,300

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(いわき市川前活性化センター条例の廃止)

- 2 いわき市川前活性化センター条例（平成12年いわき市条例第69号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 改正後の別表第2 (1) 施設使用料の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、

なお従前の例による。

議案第 9 号

いわき市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正
について

いわき市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 6 年12月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

いわき市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第60号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「保護施設」を「救護施設」に改める。

第2条中「及び授産施設（以下「救護施設等」という。）」、「当該施設の」及び「又は利用者（以下「入所者等」という。）」を削る。

第3条中「救護施設等」を「救護施設」に、「入所者等」を「入所者」に改める。

第4条中「救護施設等」を「救護施設」に改め、同条ただし書中「入所者等」を「入所者」に改める。

第5条第1項中「救護施設等」を「救護施設」に、「以下」を「第13条第1項第1号において」に改める。

第6条中「救護施設等」を「救護施設」に改め、同条ただし書中「入所者等」を「入所者」に改める。

第7条第1項中「救護施設等」を「救護施設」に、「入所者等」を「入所者」に改め、同条第2項及び第3項中「救護施設等」を「救護施設」に改める。

第7条の2中「救護施設等」を「救護施設」に、「入所者等」を「入所者」に改める。

第7条の3第1項中「救護施設等」を「救護施設」に、「入所者等」を「入所者」に改め、同条第2項及び第3項中「救護施設等」を「救護施設」に改める。

第8条第1項、第3項及び第4項中「救護施設等」を「救護施設」に改める。

第9条中「救護施設等」を「救護施設」に、「入所者等」を「入所者」に改める。

第10条の見出し、第11条の見出し、第13条の見出し及び第17条の見出し中「救護施設の」を削る。

第18条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所

者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第20条から第25条までを削り、第26条を第20条とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議案第10号

いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の改正について

いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例

いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和59年いわき市条例
第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第3条第2号中「乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設」を「同号に規定する児童福祉施設」に改め、同条第5号イ及びウ中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

工事請負契約の変更について

令和4年9月15日いわき市議会定例会及び令和5年12月21日いわき市議会定例会において議決された緊急水災害対策排水施設整備事業（金子沢）設備工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

契約内容	変 更 前	変 更 後
契約金額	金639,980,000円	金693,623,700円

議案第29号

工事請負契約の変更について

令和4年9月15日いわき市議会定例会及び令和5年12月21日いわき市議会定例会において議決された緊急水災害対策排水施設整備事業（金子沢）躯体工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

契約内容	変 更 前	変 更 後
契約金額	金195,800,000円	金228,628,400円

議案第30号

工事請負契約の変更について

令和4年9月15日いわき市議会定例会及び令和5年12月21日いわき市議会定例会において議決された緊急水災害対策排水施設整備事業（渋井川）設備工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

契約内容	変 更 前	変 更 後
契約金額	金540,045,000円	金579,759,400円

議案第31号

工事請負契約の変更について

令和5年12月21日いわき市議会定例会において議決された緊急水災害対策排水施設整備事業（渋井川）付帯施設工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

契約内容	変 更 前	変 更 後
契約金額	金163,900,000円	金169,804,800円
工 期	議会の議決を経た日の翌日から 令和7年1月31日まで	議会の議決を経た日の翌日から 令和7年3月25日まで

議案第32号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 取得物件の名称 高規格救急自動車
- 2 数 量 2台
- 3 取得価格 金62,106,000円
- 4 取得の目的 常備消防用
- 5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約
- 6 納 期 令和7年2月28日
- 7 物件の供給者 いわき市内郷御台境町新町前3番地の4
福島日産自動車株式会社いわき平店
店長 大 平 善 正

議案第33号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき新舞子ハイツの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる いわき新舞子ハイツ
施 設 の 名 称
- 2 指 定 管 理 者 いわき市小名浜諏訪町11番地の1
常光サービス株式会社
代表取締役 野 崎 裕 康
- 3 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

議案第34号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市勿来関文学歴史館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる いわき市勿来関文学歴史館
施 設 の 名 称
- 2 指 定 管 理 者 いわき市常磐藤原町手這50番地の1
公益財団法人いわき市教育文化事業団
理事長 安 藤 靖 雄
- 3 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から
令和9年3月31日まで

議案第35号

指定管理者の指定について

次のとおりさはこの湯公衆浴場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる さはこの湯公衆浴場
施 設 の 名 称
- 2 指 定 管 理 者 いわき市内郷綴町七反田11番地の27
キョウワプロテック株式会社 いわき事業所
所長 菅 野 剛
- 3 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

議案第36号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市小名浜市民会館外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市小名浜市民 会館	常磐開発株式会社・常光サービス株式会 社・トーホク装美株式会社指定管理業務共 同企業体 いわき市常磐湯本町辰ノ口1番地 常磐開発株式会社 代表取締役社長 高 木 純 一 (出資割合 40%)	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
いわき市勿来市民会 館	いわき市小名浜諏訪町11番地の1 常光サービス株式会社 代表取締役 野 崎 裕 康 (出資割合 30%) いわき市平中神谷字大年1番地の3 トーホク装美株式会社 代表取締役 高 木 宗 保 (出資割合 30%)	

議案第37号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市立新舞子体育館外4施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市立新舞子体育館	いわき市小名浜諏訪町11番地の1 常光サービス株式会社 代表取締役 野 崎 裕 康	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
いわき市新舞子テニスコート		
いわき市新舞子フットボール場		
いわき市新舞子多目的運動場		
いわき市新舞子ヘルスパール		

議案第38号

指定管理者の指定について

次のとおり養護老人ホームいわき市徳風園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 養護老人ホームいわき市徳風園
施 設 の 名 称
- 2 指 定 管 理 者 いわき市平山崎字熊ノ宮42番地の1
社会福祉法人松涛会
理事長 志 賀 達 生
- 3 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から
令和13年3月31日まで

議案第39号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市生涯学習プラザの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる いわき市生涯学習プラザ
施 設 の 名 称
- 2 指 定 管 理 者 いわき市常磐藤原町手這50番地の1
公益財団法人いわき市教育文化事業団
理事長 安 藤 靖 雄
- 3 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

議案第40号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市遠野オートキャンプ場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる いわき市遠野オートキャンプ場
施 設 の 名 称
- 2 指 定 管 理 者 福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字居平63番地
株式会社T A Cプランニング
代表取締役 田 代 嘉 宏
- 3 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

議案第41号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき産業創造館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる いわき産業創造館
施 設 の 名 称
- 2 指 定 管 理 者 いわき市平字田町120番地
公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会
会長 猪 狩 正 明
- 3 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで

議案第42号

指定管理者の指定について

次のとおり21世紀の森公園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 21世紀の森公園
施 設 の 名 称
- 2 指 定 管 理 者 いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33
一般財団法人いわき市公園緑地観光公社
理事長 高 田 浩 一
- 3 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年12月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

令和6年11月6日専決第2号 和解について

専決第 2 号

和解について

次のとおり、和解する。

令和 6 年11月 6 日専決

いわき市長 内 田 広 之

- 1 事 件 の 概 要 令和 4 年 6 月 30 日、いわき市平上荒川字長尾 279 番の 3 地先の市道十五町目・若葉台線において道路管理瑕疵により発生した物損事故について、相手方が本市に対し損害賠償の支払いを求めた訴訟
[REDACTED]
[REDACTED]
- 2 和解の相手方 [REDACTED]
[REDACTED] 氏
- 3 和 解 の 内 容 (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、16 万円の支払義務があることを認める。
(2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和 6 年 12 月 15 日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。
ただし、振込手数料は被告の負担とする。
(3) 原告は、その余の請求を放棄する。
(4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

